平成２１年（フ）第７２１３号
大阪府豊中市庄本町３丁目１番24―502号
債務者　山下　繁夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２１号
大阪府豊中市曽根東町１丁目10番24―406号、前住所兵庫県神戸市東灘区甲南町２丁目５番10―403号
債務者　川本　理恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５０号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番22号
債務者　今川　明子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４４１号
大阪府高槻市宮之川原５丁目７番３号
債務者　尼岸　崇弘
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松陽一郎
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５３号
岩手県一関市中里字沢田37番地５
債務者　畠山　　充
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１５４号
岩手県一関市中里字沢田37番地５
債務者　畠山恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４３３号
函館市大森町21番12―203号
債務者　灰谷　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４９号
北海道亀田郡七飯町大中山２丁目25番７号
債務者　山崎　博志
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５１号
函館市新川町１番22号
債務者　中安　正廣
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５３号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目16番７号
債務者　東寺　邦夫
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７号
北海道上磯郡知内町字森越103番地
債務者　干場　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１９６号
岐阜県大垣市禾森町５丁目97番地　ＮＫＫ花道301号室
債務者　山田　定司
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
岐阜県大垣市禾森町５丁目97番地　ＮＫＫ花道301号室
債務者　山田　百合
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
青森県八戸市湊高台３丁目16番10号　グリーンパーク湊高台６―Ｂ
債務者　泉山　文重
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
埼玉県日高市大字原宿383番地24
債務者　柚原　孝弘
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５２９号
埼玉県所沢市大字山口1405番地の５
債務者　大山　辰男
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４３号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目96番地の41
債務者　高橋　英吾
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８７号
新潟県長岡市寿３丁目２番６号
債務者　稲川タマイ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係